

8. 地域生活支援事業

6) 更生訓練費給付事業

身体障害者更正援護施設に入所している方等に対し、社会復帰の促進を目的とした、訓練のための経費及び通所のための経費を支給します。

《対象》

自立訓練・就労移行支援を利用している身体障がいのある方、または施設に入所しており更生訓練を受けている方で、その利用者負担額が 0 と同様の状態にある方

《手続き》

担当にお申し出下さい。

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006